

厚生労働省 三重労働局発表
平成 31 年 4 月 9 日(火)
午後 4 時 解禁

報道関係者各位

職業安定部職業対策課

課 長 浦 幸生
課長補佐 村上 裕行
地方障害者雇用担当官 寺尾 里佳
☎059-226-2306

平成 30 年 障害者雇用状況の集計結果

三重県内の民間企業における

障害者実雇用率は 2.20%＜全国 19 位＞

～ 5 年連続で過去最高を更新 ～

三重労働局では、このほど、県内の民間企業における平成 30 年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は 2.2%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年 6 月 1 日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主に報告を求め集計したものです。

なお、法定雇用率は平成 30 年 4 月 1 日に改定されています（民間企業の場合は 2.0% → 2.2%）。

【集計結果の主なポイント】（平成 30 年 6 月 1 日現在）

＜民間企業＞（法定雇用率 2.2%）

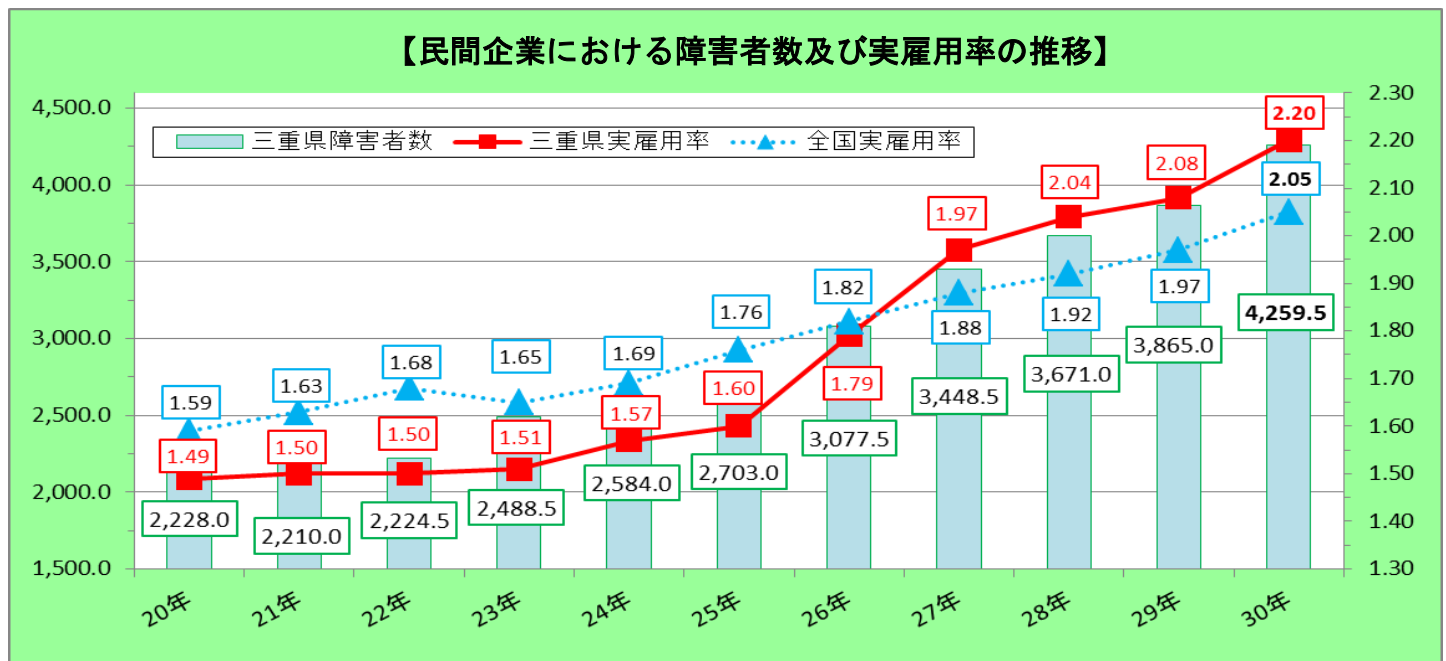
- ・実雇用率は 2.20% と 5 年連続で過去最高を更新する等着実に進展した。
前年から 0.12 ポイント上昇。【全国 19 位タイ】（前年 20 位）（全国 2.05%，対前年比 0.08 ポイント上昇）
- ・雇用障害者数は、4,259.5 人。（昨年は 3,865.0 人で、394.5 人 10.2% 増）
- ・法定雇用率達成企業の割合は 58.1% と 3.2 ポイント前年を下回った。
【全国 9 位】（前年は 10 位 61.3%）（全国 45.9%，対前年比 4.1 ポイント減少）

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率〔P 7 第1表〕〔P 12 (1)〕

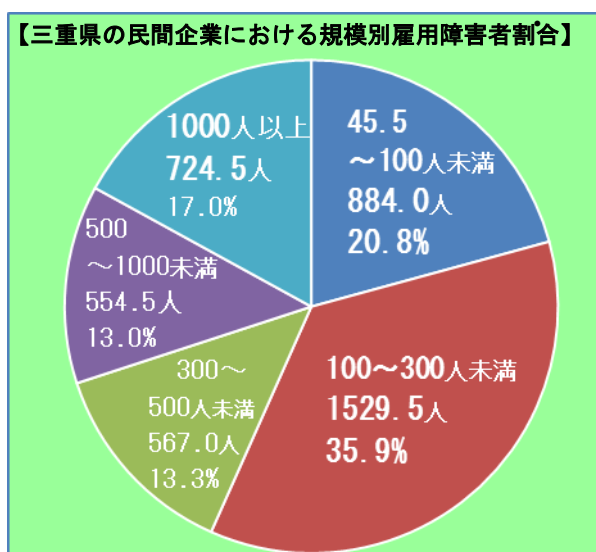
- ・ 民間企業（三重県内に本社がある 45.5 人以上規模の企業：法定雇用率 2.2%）に雇用されている障害者の数は 4259.5 人で、前年より 10.2%（394.5 人）増加し、過去最高を更新した。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は 2647.0 人（対前年比 2.7%増）、知的障害者は 957.5 人（同 10.8%増）、精神障害者は 655.0 人（同 54.8%増）とすべての種別で増加した。
- ・ 実雇用率は 2.20%（前年は 2.08%）、法定雇用率達成企業の割合は、58.1%（同 61.3%）となった。



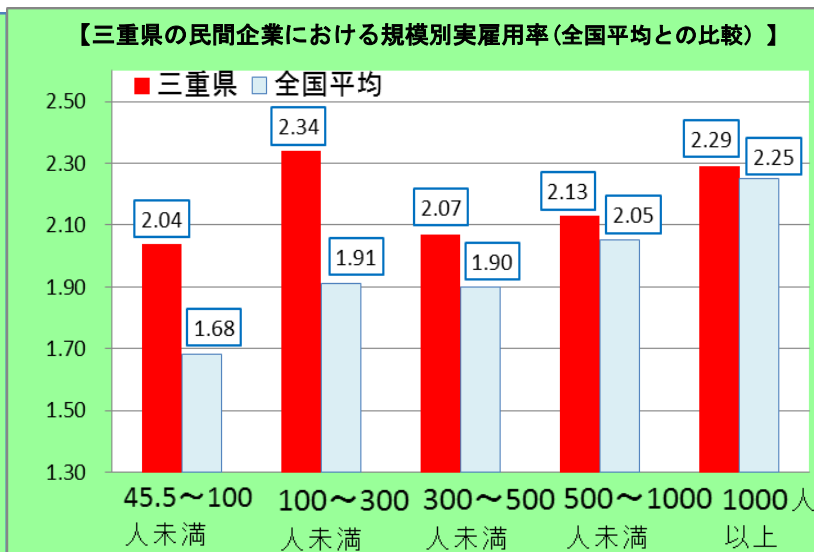
○ 企業規模別の状況〔P 7 第2表〕

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、45.5～100 人未満規模企業で 884.0 人、100～300 人未満で 1,529.5 人、300～500 人未満で 567.0 人、500～1,000 人未満で 554.5 人、1,000 人以上で 724.5 人となり、いずれの規模においても、前年を上回った。
- ・ 実雇用率は、45.5～100 人未満、100～300 人未満、300～500 人未満、500～1,000 人未満、1,000 人以上規模企業のいずれの規模においても前年を上回った。企業全体の実雇用率 2.20%と比較すると、100～300 人未満(2.34%)、1,000 人以上規模企業(2.29%)については上回り、45.5～100 人未満(2.04%)、300～500 人未満(2.07%)、500 人～1000 人未満規模(2.13%)については下回った。

- ・法定雇用率達成企業の割合は、300～500 人未満が 61.5%、と前年を上回り、45.5～100 人未満規模企業が 54.4%、100～300 人未満が 63.5%、500～1,000 人未満が 50.0%、1,000 人以上が 76.9%で前年を下回った。



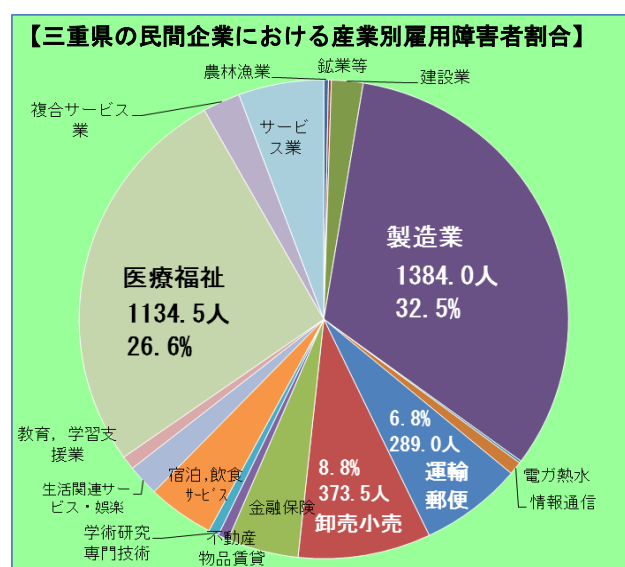
※注①



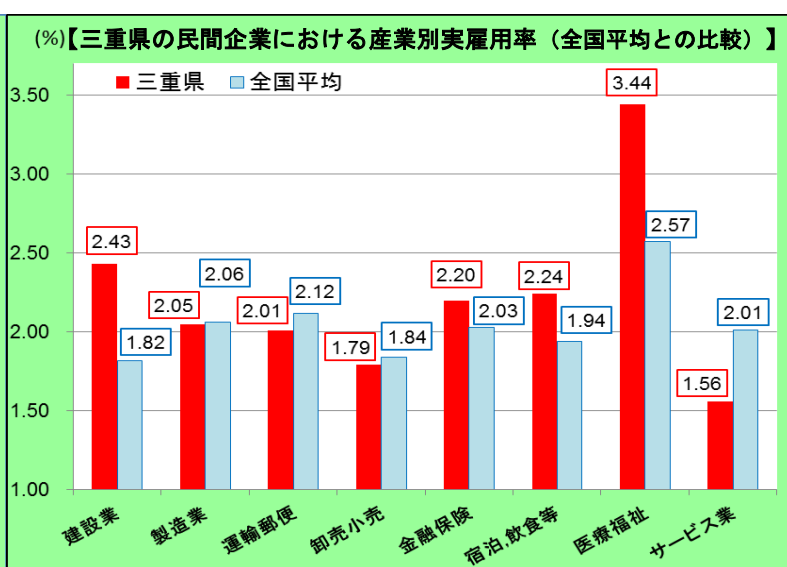
※注①

○ 産業別の状況〔P 8 第3表〕

- ・産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「製造業」、「医療、福祉」、「卸売業、小売業」、「運輸・郵便業」などで多く、対前年比で「卸売業、小売業」は 6.0%、「医療、福祉」は 13.8%、「製造業」は 8.9%、「運輸・郵便業」は 12.7%といずれも増加となっている。
- ・実雇用率では、「医療、福祉」（3.44%）、「建設業」（2.43%）、「金融保険」（2.20%）、「宿泊、飲食サービス」（2.24%）で、法定雇用率をクリアした。



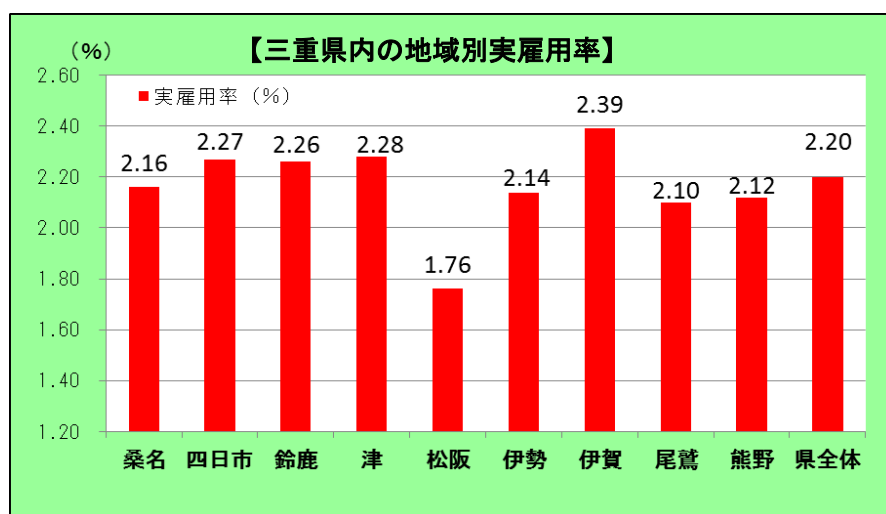
※注①



※注①

○地域別の状況（ハローワーク管内別）

- ・地域別にみると、報告対象企業数は、四日市で 300 件、津で 230 件と両地域で全体の 44.1%を占めている。
- ・雇用されている障害者の数は、四日市で 1,272.0 人、津で 926.5 人と両地域で全体の 51.6%と過半数を占めている。
- ・実雇用率は、桑名（2.16%）、四日市（2.27%）、鈴鹿（2.26%）、津（2.28%）、松阪（1.76%）、伊勢（2.14%）、伊賀（2.39%）、尾鷲（2.10%）、熊野（2.12%）と、四日市、鈴鹿、津、伊賀では法定雇用率を上回り、桑名、松阪、伊勢、尾鷲、熊野では法定雇用率を下回った。



※注①・②

【三重県の民間企業における地域別の障害者雇用状況】

	桑名	四日市	鈴鹿	津	松阪	伊勢	伊賀	尾鷲	熊野	県全体
対象事業所数(件)	144	300	127	230	144	128	93	18	17	1,201
算定基礎となる労働者数(人)	24,091.5	56,123.0	19,667.5	40,659.5	19,000.0	17,198.0	12,888.5	1,925.5	2,195.0	193,748.5
障害者数(人)	519.5	1,272.0	444.0	926.5	335.0	368.0	307.5	40.5	46.5	4,259.5
実雇用率 (%)	2.16	2.27	2.26	2.28	1.76	2.14	2.39	2.10	2.12	2.20
達成企業数(件)	82	161	72	134	73	79	72	12	13	698
達成企業の割合 (%)	56.9	53.7	56.7	58.3	50.7	61.7	77.4	66.7	76.5	58.1

※注①・②

○法定雇用率未達成企業の状況〔P13（2）表〕

- ・平成 30 年の法定雇用率未達成企業は 503 社。そのうち、不足数が 0.5 人または 1 人である企業（1 人不足企業）が 74.8%と 8 割弱を占めている。
- ・また、障害者を 1 人も雇用していない企業（0 人雇用企業）が、未達成企業に占める割合は、58.6%となっている。

注①：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成 17 年度まで：身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
重度身体障害者である短時間労働者、重度知的障害者である短時間労働者

平成 18 年度以降：身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
重度身体障害者である短時間労働者、重度知的障害者である短時間労働者、精神障害者
精神障害者である短時間労働者（精神障害者である短時間労働者は 0.5 人でカウント）

平成 23 年度以降：身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
重度身体障害者である短時間労働者、重度知的障害者である短時間労働者、精神障害者
身体障害者である短時間労働者（身体障害者である短時間労働者は 0.5 人でカウント）
知的障害者である短時間労働者（知的障害者である短時間労働者は 0.5 人でカウント）
精神障害者である短時間労働者（精神障害者である短時間労働者は 0.5 人でカウント）
ただし、平成 30 年度は精神障害者である短時間勤務労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1 人とカウントしている。

①平成 27 年 6 月 2 日以降に採用された者であること。

②平成 27 年 6 月 2 日より前に採用された者で、同日以降に精神障害者保健福祉手帳を取得したものであること。

注②：地域別の状況は、企業の主たる事務所（特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所）が所在するハローワークにおいて、集計したものである。

2 今後の取組み

三重労働局は、県内の障害者雇用率の更なる向上を目指して、三重県と連携した取組みを行う。

「障がい者雇用推進プラン 2019 ―三重県の障害者雇用率向上のための取組について―」
〔P 6〕

障がい者雇用推進プラン 2019

－三重県の障害者雇用率向上のための取組について－

三重労働局と三重県は、障がいの有無にかかわらず、誰もがいきいきと働くことが当たり前の社会を実現するため、平成 31 年 6 月 1 日現在の民間企業における障害者実雇用率が 2.45%、達成企業割合が 62.2%となることを目標に、三重県雇用対策協定に基づき、より一層連携して次の取組を行います。

1 三重労働局と三重県との連携強化による取組

(1) 県民総参加による障がい者雇用の推進

- 「みえ県民カビジョン」第二次行動計画及び「みえ障がい者共生社会づくりプラン」に基づき、「三重県障がい者雇用推進協議会」において様々な意見をいただきながら、県民、企業、労働、福祉、教育等多様な分野の関係者と連携し、「福祉、教育、医療から雇用」への流れを一層促進します。
- ステップアップカフェ「Cotti 菜」や「三重県障がい者雇用推進企業ネットワーク」の活用などにより、障がい者雇用に関する理解を深める取組を進め、障がい者雇用を促進します。

(2) 三重県内の公的機関の法定雇用率達成に向けた取組

- 三重県内の公的機関においては平成 31 年 6 月 1 日現在で法定雇用率の達成と、障がい者が十分に能力を発揮して働くことが可能となるよう、障がい者の雇用促進・職場定着の取組を進めます。

(3) 県内企業等に対する雇用支援等の強化

- 地域の障がい者雇用の課題を分析し、マッチングや職場定着、人材育成の支援、企業間の情報交流など、連携した取組を強化します。
- 精神障がい者のさらなる雇用・職場定着を促進するために、雇用への理解を深めるセミナーの開催や、企業等での委託訓練を積極的に活用した取組を進めます。
- ICT の活用、就労支援事業所との連携などによる障がい者の新たな働き方の先進的事例の普及を図ります。

2 三重労働局とハローワークの取組

(1) 雇用率達成指導の強化

全ての雇用率未達成企業及び公的機関に対して、法的雇用の責務に関する指導を実施すると共に、関係機関と連携した支援（チーム支援）や障がい者雇用に向けた説明会、先進的事業所等への見学会、職務再設計やミニ面接会の開催等、採用に向けた提案を行い、より多くの企業及び公的機関が早期に法定雇用率を達成できるよう支援します。平成 30 年 4 月の法定雇用率改定に伴い新たに雇用率が未達成となった企業及び公的機関に対して、積極的な雇用に取り組むよう重点的に訪問指導を行います。特に、地域の主要企業等に対しては、県・市町と合同で訪問指導を行います。

(2) 職場定着支援の強化

- ハローワークは、障がい者求人の開拓・確保、マッチングを推進すると共に、障がい者が職業生活に適應できるよう、障害者職業センターや地域の障害者就業・生活支援センター等と連携し、企業における採用から職場定着までをより積極的に支援します。
- 精神障がい者・発達障がい者の定着支援のため、職場における応援者を平成 31 年度中に 500 名養成することを目標に、「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を開催します。

(3) 離職者の補充に関する雇用支援

ハローワークは、企業や関係機関との連携を密にして、離職者が発生した場合の補充採用など継続して雇用数が維持できるよう支援します。

(4) 今後の法定雇用率改定に向けての対応

法定雇用率の改定に伴い雇用率が未達成となる見込みの企業及び公的機関に対して、障がい者採用計画の前倒し等、積極的な雇用に取り組むよう周知・啓発を行います。

(5) 雇用の分野における障害者差別の禁止、合理的配慮の提供義務等について、様々な機会を通じて周知・啓発に努めると共に、障がい者からの相談・支援体制を整えます。

平成 31 年 2 月 8 日

三重労働局長 下 角 圭 司
三重県知事 鈴 木 英 敬

（第1表） 民間企業における障害者の雇用状況

(平成30年6月1日現在)									
区分	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者の数					実雇用率	雇用率達成企業の割合
			A重度障害者	B重度障害者以外の障害者	C短時間障害者		合計(A×2+B+{(C-D)×0.5})+D)		
					DCのうち注3)に該当する者				
	企業	人	人	人	人	人	人	%	%
一般の民間企業 〔2.2 %〕	1,201	193,748.5	832.0	2,107.0	774.0	203.0	4,259.5	2.20	58.1
	(1,086)	(185,652.5)	(800.0)	(1,934.0)	(662.0)	(－)	(3,865.0)	(2.08)	(61.3)

注)1 常用労働者とは、常用労働者総数から除外率相当数を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。

注)2 障害者の数とは、身体障害者と知的障害者と精神障害者の計である。A欄の重度障害者(重度身体障害者及び重度知的障害者)については、ダブルカウントしている。B欄の「重度障害者以外の障害者」には、重度障害者である短時間労働者の数が含まれている。C欄の「短時間障害者」には身体・知的・精神障害者である短時間労働者1人の数を0.5としてカウントしている。

注)3 精神障害者である短時間労働者であって、平成27年6月2日以降に雇い入れられた者、平成27年6月2日より前に雇い入れられた者で、同日以降に精神障害者保健福祉手帳を取得した者のいずれかに該当する者である。

注)4 (－)内は、平成29年6月1日現在の数値である。

（第2表） 一般民間企業における規模別障害者の雇用状況

（平成30年6月1日現在）									
事項 規模別	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者の数				実雇用率	雇用率達成企業の割合	
			A重度障害者	B重度障害者以外の障害者	C短時間障害者	合計(A×2+B+{(C-D)×0.5})+D)			
					DCのうち注3)に該当する者				
人	企業	人	人	人	人	人	人	%	%
45.5～100人未満	653	43,268.0	129	458	259.0	77.0	884.0	2.04	54.4
	(552)	(38,020.0)	(112)	(390)	(165.0)	(－)	(696.5)	(1.83)	(55.4)
100～300人未満	417	65,388.5	263	799	325.0	84.0	1,529.5	2.34	63.5
	(405)	(64,002.5)	(265)	(743)	(319.0)	(－)	(1,432.5)	(2.24)	(69.1)
300～500人未満	78	27,334.5	127	280	53.0	13.0	567.0	2.07	61.5
	(77)	(26,941.0)	(113)	(278)	(54.0)	(－)	(531.0)	(1.97)	(59.7)
500～1000人未満	40	26,081.5	129	254	69.0	16.0	554.5	2.13	50.0
	(40)	(26,024.5)	(127)	(226)	(64.0)	(－)	(512.0)	(1.97)	(60.0)
1000人以上	13	31,676.0	184	316	68.0	13.0	724.5	2.29	76.9
	(12)	(30,664.5)	(183)	(297)	(60.0)	(－)	(693.0)	(2.26)	(83.3)
計	1,201	193,748.5	832	2,107	774.0	203.0	4,259.5	2.20	58.1
	(1,086)	(185,652.5)	(800)	(1,934)	(662.0)	(－)	(3,865.0)	(2.08)	(61.3)

注) 第1表と同じ

（第3表） 一般民間企業における産業別障害者の雇用状況

（平成30年6月1日現在）

事項 産業別	企業数		法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数		障害者の数								実雇用率		雇用率達成 企業の割合			
					A重度障害者	B重度障害者 以外の障害者	C短時間障害者			合計(A×2+B+{(C- D)×0.5}+D)								
									DCのうち注3に該当する者									
農、林業、漁業	5	(5)	514.5	(526.0)	0	(0)	11	(10)	3.0	(1.0)	1.0		13.0	(10.5)	2.53	(2.00)	60.0	(60.0)
鉱業、採石業、砂利 採取業	2	(2)	548.0	(539.5)	2	(3)	4	(4)	0.0	(0.0)	0.0		8.0	(10.0)	1.46	(1.85)	50.0	(100.0)
建設業	39	(34)	3,664.5	(3,405.0)	23	(23)	42	(38)	2.0	(1.0)	0.0		89.0	(84.5)	2.43	(2.48)	74.4	(73.5)
製造業	375	(348)	67,371.5	(66,004.5)	327	(299)	690	(646)	61.0	(54.0)	19.0		1,384.0	(1271.0)	2.05	(1.93)	58.7	(62.4)
食料品・たばこ	62	(55)	10,445.0	(9,917.0)	45	(39)	125	(108)	18.0	(17.0)	8.0		228.0	(194.5)	2.18	(1.96)	67.7	(65.5)
繊維	8	(7)	819.5	(583.0)	5	(3)	14	(5)	2.0	(3.0)	0.0		25.0	(12.5)	3.05	(2.14)	87.5	(71.4)
木材・家具	4	(3)	273.0	(208.5)	0	(0)	3	(2)	1.0	(1.0)	0.0		3.5	(2.5)	1.28	(1.20)	75.0	(66.7)
パルプ・紙・印刷	8	(6)	743.5	(604.5)	4	(3)	3	(2)	1.0	(1.0)	1.0		12.0	(8.5)	1.61	(1.41)	50.0	(50.0)
化学工業	43	(40)	6,619.0	(6,377.0)	24	(19)	68	(59)	5.0	(3.0)	1.0		119.0	(98.5)	1.80	(1.54)	48.8	(50.0)
窯業・土石	17	(16)	2,560.5	(2,517.0)	14	(10)	24	(27)	2.0	(0.0)	1.0		53.5	(47.0)	2.09	(1.87)	58.8	(56.3)
鉄鋼	5	(3)	497.0	(392.5)	1	(1)	5	(4)	0.0	(0.0)	0.0		7.0	(6.0)	1.41	(1.53)	40.0	(66.7)
非鉄金属	8	(8)	764.5	(758.0)	5	(4)	10	(9)	1.0	(0.0)	0.0		20.5	(17.0)	2.68	(2.24)	75.0	(75.0)
金属製品	40	(38)	3,944.0	(3,773.0)	23	(22)	37	(41)	2.0	(2.0)	0.0		84.0	(86.0)	2.13	(2.28)	57.5	(68.4)
電気機械	48	(48)	20,473.0	(20,581.0)	126	(126)	200	(191)	9.0	(11.0)	1.0		457.0	(448.5)	2.23	(2.18)	58.3	(70.8)
その他機械	97	(92)	15,308.0	(15,117.0)	61	(56)	150	(137)	14.0	(12.0)	5.0		281.5	(255.0)	1.84	(1.69)	55.7	(57.6)
その他	35	(32)	4,924.5	(5,176.0)	19	(16)	51	(61)	6.0	(4.0)	2.0		93.0	(95.0)	1.89	(1.84)	57.1	(65.6)
電気・ガス・熱供給	2	(2)	247.5	(249.0)	0	(0)	6	(5)	1.0	(1.0)	0.0		6.5	(5.5)	2.63	(2.21)	100.0	(100.0)
情報通信業	18	(16)	2,866.0	(2,655.5)	8	(10)	21	(19)	1.0	(1.0)	0.0		37.5	(39.5)	1.31	(1.49)	44.4	(56.3)
運輸業、郵便業	102	(87)	14,388.0	(13,472.0)	61	(51)	152	(144)	24.0	(21.0)	6.0		289.0	(256.5)	2.01	(1.90)	62.7	(65.5)
卸売業、小売業	136	(127)	20,913.0	(20,000.0)	71	(76)	193	(164)	68.0	(73.0)	9.0		373.5	(352.5)	1.79	(1.76)	44.9	(48.8)
金融業、保険業	13	(12)	9,126.0	(9,126.0)	46	(44)	93	(93)	29.0	(25.0)	3.0		201.0	(193.5)	2.20	(2.12)	76.9	(66.7)
不動産業、物品賃 貸業	12	(6)	1,592.0	(1,077.0)	7	(3)	15	(10)	1.0	(3.0)	1.0		30.0	(17.5)	1.88	(1.62)	58.3	(83.3)
学術研究、専門・技 術サービス業	19	(16)	2,284.5	(1,976.0)	7	(7)	13	(11)	3.0	(4.0)	0.0		28.5	(27.0)	1.25	(1.37)	42.1	(50.0)
宿泊業、飲食サー ビス業	33	(33)	8,492.0	(8,212.5)	41	(40)	82	(70)	42.0	(37.0)	10.0		190.0	(168.5)	2.24	(2.05)	54.5	(54.5)
生活関連サービス 業、娯楽業	28	(28)	4,717.5	(5,574.5)	15	(19)	47	(47)	20.0	(15.0)	6.0		90.0	(92.5)	1.91	(1.66)	39.3	(35.7)
教育、学習支援業	22	(19)	2,884.5	(2,492.5)	6	(5)	23	(23)	8.0	(5.0)	1.0		39.5	(35.5)	1.37	(1.42)	36.4	(52.6)
医療、福祉	230	(206)	32,981.5	(31,146.5)	158	(168)	511	(466)	474.0	(390.0)	141.0		1134.5	(997.0)	3.44	(3.20)	71.7	(76.7)
複合サービス事業	17	(18)	5,770.0	(5,916.5)	23	(22)	53	(49)	10.0	(8.0)	3.0		105.5	(97.0)	1.83	(1.64)	52.9	(50.0)
サービス業	148	(127)	15,387.5	(13,279.5)	37	(30)	151	(135)	27.0	(23.0)	3.0		240.0	(206.5)	1.56	(1.56)	50.0	(49.6)
計	1,201	(1,086)	193,748.5	(185,652.5)	832	(800)	2,107	(1,934)	774.0	(662.0)	203.0		4,259.5	(3,865.0)	2.20	(2.08)	58.1	(61.3)

注) 第1表と同じ

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

○ 民間企業 ……	一般の民間企業 …………… 2. 2 % [2. 0 %] (45.5人〔50人〕以上規模の企業)
	特殊法人等 …………… 2. 5 % [2. 3 %] 〔労働者数40人〔43.5人〕以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等
○ 国、地方公共団体 ……………	2. 5 % [2. 3 %] (40人〔43.5人〕以上規模の機関)
○ 都道府県等の教育委員会 ……………	2. 4 % [2. 2 %] (42人〔45.5〕以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※〔 〕内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

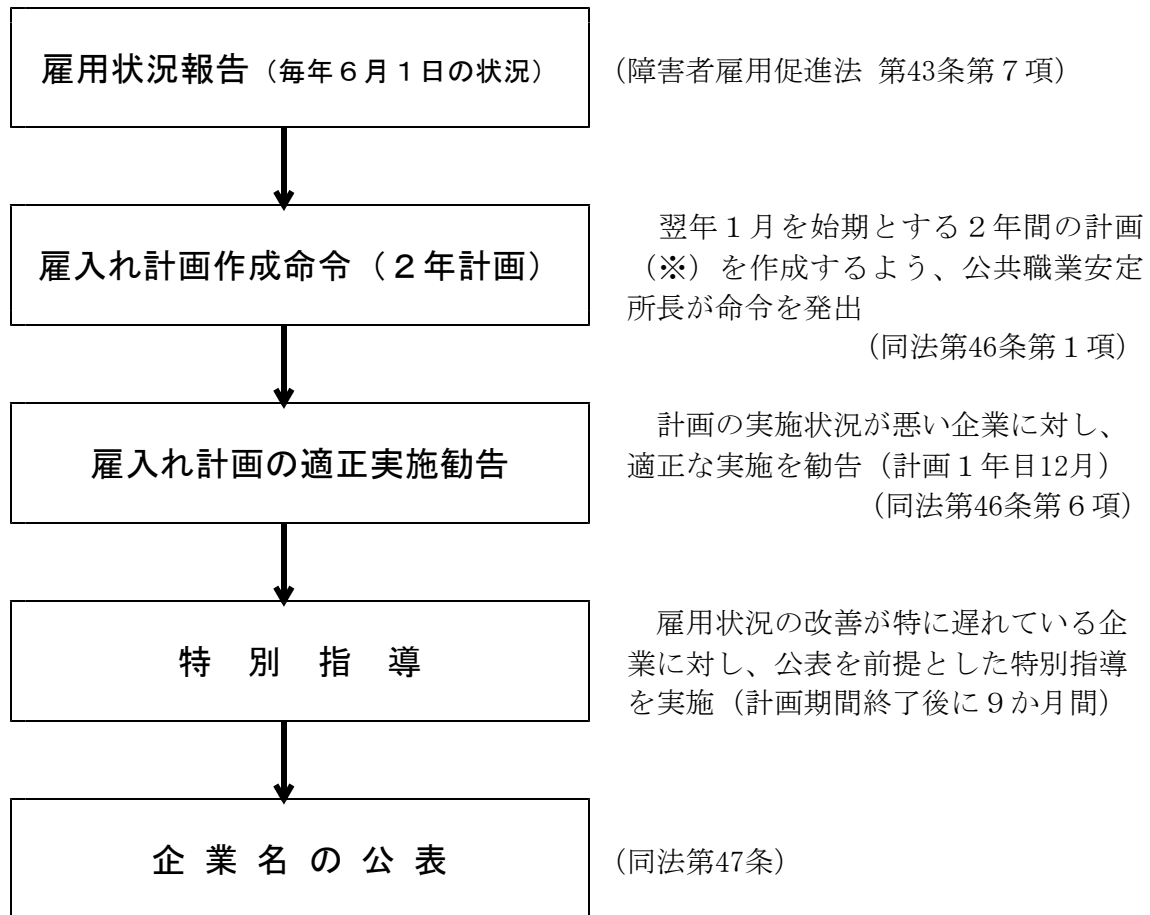
※ ただし、精神障害者である短時間勤務労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

①平成27年6月2日以降に採用された者であること

②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

〔指導実績〕

- 平成29年度の実績
 - * 「雇入れ計画作成命令」の発出 179社（三重 1社）
 - * 雇入れ計画の「適正実施勧告」 51社（三重 0社）
 - * 「特別指導」の実施 23社（三重 0社）
- 雇入れ計画を実施中の企業 294社（三重 2社）
（29年度）
- 企業名の公表
 - 平成3年度 4社、15年度 1社、16年度 1社、17年度 2社、
 - 18年度 2社、19年度 1社（再公表）、20年度 4社、
 - 21年度 7社（うち1社は再公表）、22年度 6社（うち2社は再公表）
 - 23年度 3社（うち1社は再公表）、24年度 0社、25年度 0社
 - 26年度 8社、27年度 0社、28年度 2社、29年度 0社

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

平成30年6月1日現在における障害者の雇用状況（詳細表）

<目次>

1 三重県の民間企業における雇用状況（法定雇用率2.2%）

（1）概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
（2）障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数・・・・・・・・	13
（3）都道府県別の実雇用率等の状況・・・・・・・・・・	14
（4）特例子会社の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15

1 民間企業における雇用状況（法定雇用率2.2％）

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. Dのうち注5に該当する者の数	F. 計 A×2+B+C+{(D-E)×0.5}+E			
民間企業	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
	1, 201	193, 748. 5	832	277	1, 830	774	203. 0	4, 259. 5	2. 20	698	58. 1
	(1, 086)	(185, 652. 5)	(800)	(243)	(1, 691)	(662)	(—)	(3, 865. 0)	(2. 08)	(666)	(61. 3)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a.重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	f. 計 a×2+b+c+d×0.5	g. うち新規雇用分	a.重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	f. 計 a×2+b+c+d×0.5	g. うち新規雇用分	c.精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 注6に該当する者	f. 計 c+{(d-e)×0.5}+e	g. うち新規雇用分
民間企業	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	4, 259. 5	655	179	1, 029	258	2, 647. 0	271. 5	177	98	405	201	957. 5	143. 5	396	315	203. 0	655. 0	217. 0
	(3, 865. 0)	(642)	(165)	(1, 015)	(227)	(2, 577. 5)	(246. 0)	(158)	(78)	(382)	(177)	(864. 5)	(129. 0)	(294)	(258)	(—)	(423. 0)	(84. 5)

〔1(1)①表の注〕

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

注2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。

注3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

注4 G欄の「うち新規雇用分」は、平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

注5 精神障害者である短時間労働者であって、平成27年6月2日以降に雇い入れられた者、平成27年6月2日より前に雇い入れられた者で、同日以降に精神障害者保健福祉手帳を取得した者のいずれかに該当する者である。

注6 ()内は平成29年6月1日現在の数値である。

〔1(1)②表の注〕

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のf欄の計である。

注2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、f欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

注3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。

注4 ②③のa.c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb.d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

注5 ②③④g欄の「うち新規雇用分」は、平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

注6 精神障害者である短時間労働者であって、平成27年6月2日以降に雇い入れられた者、平成27年6月2日より前に雇い入れられた者で、同日以降に精神障害者保健福祉手帳を取得した者のいずれかに該当する者である。

(2) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数								③障害者の数が0人である企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上9人以下	9.5人以上20人以下	20.5人以上50人以下	50.5人以上	
規模計	503 (100.0%)	376 (74.8%)	77 (15.3%)	24 (4.8%)	15 (3.0%)	11 (2.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	295 (58.6%)
45.5～100人未満	298 (100.0%)	285 (95.6%)	13 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	262 (87.9%)
100～300人未満	152 (100.0%)	76 (50.0%)	55 (36.2%)	14 (9.2%)	5 (3.3%)	2 (1.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	33 (21.7%)
300～500人未満	30 (100.0%)	8 (26.7%)	6 (20.0%)	7 (23.3%)	5 (16.7%)	4 (13.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
500～1000人未満	20 (100.0%)	6 (30.0%)	2 (10.0%)	3 (15.0%)	5 (25.0%)	4 (20.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
1,000人以上	3 (100.0%)	1 (33.3%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

注 1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。
2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

(3) 都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあつては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
全国	2.05	0.08	45.9	△4.1	46,217	100,586
北海道	2.20	0.07	48.3	△5.8	1,795	3,713
青森	2.23	0.17	52.9	△4.2	530	1,001
岩手	2.22	0.06	55.0	△2.5	561	1,020
宮城	2.05	0.11	49.2	△4.0	750	1,525
秋田	2.07	0.09	58.0	△3.0	448	773
山形	2.06	0.03	50.8	△7.2	485	954
福島	2.04	0.09	53.1	△2.6	757	1,425
茨城	2.07	0.10	49.7	△6.2	799	1,607
栃木	2.00	0.02	54.9	△5.2	679	1,237
群馬	2.06	0.10	53.4	△4.1	824	1,544
埼玉	2.15	0.14	46.1	△3.3	1,549	3,362
千葉	2.02	0.11	49.4	△5.1	1,252	2,535
東京	1.94	0.06	29.6	△4.5	6,177	20,843
神奈川	2.01	0.09	43.9	△3.9	2,095	4,767
新潟	2.06	0.10	55.4	△4.6	1,087	1,963
富山	2.04	0.07	54.9	△3.6	593	1,080
石川	2.18	0.20	55.8	△0.9	609	1,091
福井	2.40	0.00	56.6	△2.0	417	737
山梨	1.99	0.04	53.5	△4.2	333	623
長野	2.14	0.08	56.5	△4.4	958	1,696
岐阜	2.14	0.12	54.8	△3.6	868	1,584
静岡	2.05	0.08	49.1	△3.8	1,460	2,972
愛知	1.97	0.08	43.9	△4.7	2,788	6,348
三重	2.20	0.12	58.1	△3.2	698	1,201
滋賀	2.23	0.10	54.8	△5.9	487	888
京都	2.13	0.06	49.5	△3.6	929	1,877
大阪	2.01	0.09	41.0	△4.5	3,342	8,152
兵庫	2.11	0.08	48.2	△4.5	1,667	3,458
奈良	2.67	0.05	57.4	△5.8	370	645
和歌山	2.36	0.11	58.7	△3.4	361	615
鳥取	2.22	0.06	56.5	△3.2	266	471
島根	2.40	0.15	65.9	△2.2	385	584
岡山	2.52	0.00	51.5	△4.2	735	1,426
広島	2.16	0.11	47.1	△3.1	1,073	2,279
山口	2.58	0.02	55.9	△3.4	533	954
徳島	2.20	0.03	60.3	△5.7	308	511
香川	1.95	△0.01	53.4	△4.3	461	864
愛媛	2.16	0.19	52.2	△2.0	537	1,028
高知	2.30	0.11	59.7	△1.2	322	539
福岡	2.07	0.10	49.1	△3.0	1,888	3,842
佐賀	2.55	0.01	66.3	△6.3	400	603
長崎	2.37	0.11	56.6	△3.5	580	1,024
熊本	2.25	0.01	55.0	△3.9	711	1,292
大分	2.46	0.02	59.4	△2.0	502	845
宮崎	2.40	0.10	63.6	△2.9	523	822
鹿児島	2.34	0.12	59.1	△2.6	757	1,281
沖縄	2.73	0.30	57.7	△3.9	568	985

(4) 特例子会社の状況

① 概況

区分	① 特例子会社数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. Dのうち注5に該当する者の数	F. 計 $A \times 2 + B + C + \{(D - E) \times 0.5\} + E$
民間企業	企業 4	人 98.0	人 24	人 0	人 50	人 0	人 0	人 98.0
	(4)	(88.5)	(21)	(1)	(40)	(1)	(-)	(83.5)

注 1(1)①の表と同じ
※本表は、親会社分を含まない、特例子会社分のみの集計である。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 注6に該当する者	f. 計 $c + \{(d - e) \times 0.5\} + e$
民間企業	人 98.0	人 1	人 0	人 1	人 0	人 3.0	人 23	人 0	人 36	人 0	人 82.0	人 13	人 0	人 0.0	人 13.0
	(83.5)	(1)	(1)	(0)	(0)	(3.0)	(20)	(0)	(27)	(0)	(67.0)	(13)	(1)	(-)	(13.5)

注 1(1)②の表と同じ
※本表は、親会社分を含まない、特例子会社分のみの集計である。

◎特例子会社制度とは

障害者雇用率制度においては、障害者の雇用機会の確保(法定雇用率＝2.2%)は個々の事業主(企業)ごとに義務づけられている。その特例である「特例子会社」制度は、障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、その子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できることとしている。